

(公印省略)  
ス振第136-49号  
令和3年1月22日

(公財)群馬県スポーツ協会  
理事長 松本 博崇 様

群馬県地域創生部スポーツ局  
スポーツ振興課長 高原 啓成

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
要請について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取り組みについて、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年1月21日に開催された第35回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、下記の事項が決定されました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴協会におかれましては、御承知おきいただくとともに、各加盟団体等に対し周知いただきますようお願いいたします。

今後も、国や県の対応方針等、随時、情報提供を行いますので、御協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（改訂版）」に基づく要請  
（1月23日（土）以降）

<前回（1月14日（木）以降）要請からの変更点>

○不要不急の外出自粛要請の期間の延長（～2/8）

- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛してください。  
特に次の外出については極力控えてください。

1 1都府県（栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、  
京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）への往来  
夜間（午後8時以降）の外出

○事業者に対する営業時間短縮要請（期間の延長）

対象市町村：前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、  
大泉町、邑楽町

対象業種：接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店

※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象

要請内容：午後8時から午前5時の間の営業自粛要請  
（酒類の提供は午後7時まで）

要請期間：令和3年1月26日（火）から令和3年2月8日（月）

※上記以外の要請内容には、変更ありません

※詳細は別紙を御参照ください。

担 当：スポーツ振興課 企画調整係 岡崎  
T E L：027-226-2079  
F A X：027-243-3211  
e-mail：okazaki-ma@pref.gunma.lg.jp